

8 出席停止について

下記の病気にかかると、学校保健安全法19条の規定により出席停止になります。速やかに学校へお知らせください。欠席されても欠席日数には入りません。

病気が治り登校される時には、医師の治癒証明書が必要です。治癒証明書の用紙は本校ホームページよりダウンロードするか、学校へ受け取りにきていただき、医療機関で証明してもらい担任までご提出ください。

治癒証明書は有料となる場合もありますが、ご了承ください。

※インフルエンザと診断された場合は、「インフルエンザ出席停止経過報告書」を保護者の方が作成し、学校に提出してください。（医療機関で証明書を書いていただく必要はありません。）こちらの用紙も本校ホームページよりダウンロードするか、学校へ受け取りにきてください。

◇出席停止となる病気◇

第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジステリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルス であるものに限る）、 特定鳥インフルエンザ その他
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、 麻疹、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、風疹、水痘（みずぼうそう）、 咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症